

改正

昭和35年6月本部訓令第19号
昭和37年5月本部訓令第18号
昭和39年11月本部訓令第33号
昭和41年3月本部訓令第5号
昭和43年3月本部訓令第8号
昭和44年3月本部訓令第10号
昭和46年4月本部訓令第12号
昭和48年6月本部訓令第23号
昭和50年2月本部訓令第6号
昭和54年11月本部訓令第20号
昭和57年3月本部訓令第7号
昭和59年3月本部訓令第8号
昭和62年3月本部訓令第12号
平成元年12月本部訓令第34号
平成5年12月本部訓令第31号
平成8年4月本部訓令第13号
平成10年10月本部訓令第29号
平成12年12月本部訓令第42号
平成14年4月本部訓令第22号
平成16年2月本部訓令第3号
平成17年4月本部訓令第14号
平成19年3月本部訓令第2号
平成21年3月本部訓令第6号
平成21年12月本部訓令第31号
平成23年4月本部訓令第14号
平成24年11月本部訓令第28号
平成27年3月本部訓令第9号
平成28年3月本部訓令第14号
平成30年3月本部訓令第4号
令和4年3月本部訓令第11号
令和6年9月本部訓令第27号
令和7年7月本部訓令第19号

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

昭和36年3月本部訓令第12号
昭和37年9月本部訓令第30号
昭和40年3月本部訓令第7号
昭和43年1月本部訓令第2号
昭和43年6月本部訓令第14号
昭和46年3月本部訓令第4号
昭和48年3月本部訓令第11号
昭和49年2月本部訓令第2号
昭和53年4月本部訓令第9号
昭和55年3月本部訓令第15号
昭和58年3月本部訓令第9号
昭和60年3月本部訓令第10号
平成元年3月本部訓令第15号
平成4年7月本部訓令第25号
平成6年9月本部訓令第28号
平成9年4月本部訓令第11号
平成12年2月本部訓令第2号
平成13年3月本部訓令第1号
平成15年4月本部訓令第24号
平成16年10月本部訓令第28号
平成18年5月本部訓令第21号
平成19年4月本部訓令第8号
平成21年10月本部訓令第26号
平成22年4月本部訓令第20号
平成24年8月本部訓令第18号
平成25年3月本部訓令第4号
平成28年1月本部訓令第2号
平成28年6月本部訓令第26号
令和4年3月本部訓令第7号
令和4年8月本部訓令第26号
令和7年2月本部訓令第4号

警察本部
警察学校
各警察署

広島県警察公印規程を次のように定める。

広島県警察公印規程

広島県警察公印規程（昭和30年広島県警察本部訓令第5号）の全部を改正する。

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、広島県公安委員会及び広島県公安委員会委員長の公印の保管その他必要な事項並びに広島県警察において使用する公印の制式、保管その他必要な事項を定めることを目的とする。

(公安委員会の公印の管理責任者)

第2条 広島県公安委員会及び広島県公安委員会委員長の公印の管理責任者は、次の各号に掲げる公印の区分に従い、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 広島県公安委員会公印規則（平成21年広島県公安委員会規則第17号。以下この条において「規則」という。）第1条の表に規定する証明書用及び通知書用の公印 総務部総務課長（以下「総務課長」という。）及び交通部運転免許課長
- (2) 規則第1条の表に規定する駐車監視員資格者証用及び放置駐車違反用の公印 交通部交通指導課長
- (3) 規則第1条の表に規定する運転免許用、運転経歴証明書用、国外運転免許証用及び国外運転免許証車両種別用の公印 交通部運転免許課長
- (4) 規則第1条の表に規定する運転免許の拒否、取消しの通知用の公印 交通部運転免許課長
- (5) 規則第1条の表に規定する運転免許証備考欄記入用、運転経歴証明書備考欄記入用及び運転免許の行政処分に関する通知等の記載事項の変更用の公印 交通部運転免許課長及び警察署長
- (6) 規則第1条の表に規定する交通規制に関する適用除外車両に係る標章の記載事項の変更用、高齢運転者等標章の記載事項の変更用、火薬類・銃砲等・刀剣類事務用、風俗営業・性風俗関連特殊営業・特定遊興飲食店営業事務用、質屋営業・古物営業・金属屑業事務用及び探偵業事務用の公印 警察署長
- (7) 前各号に規定する公印以外の公印 総務課長

(一部改正〔平成19年本部訓令2号・21年26号・22年20号・24年18号・28号・25年4号・28年26号・令和4年7号〕)

(公印の種類等)

第3条 広島県警察における公印の種類、名称、制式及び管理責任者は、別表のとおりとする。

(公印の新調、改刻及び廃止)

第4条 公印を新調し、改刻し、又は廃止する必要があるときは、当該公印を管理する所属（広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第2号）に規定する警察本部の課、室、隊及び所並びに市警察部の課並びに警察学校並びに警察署をいう。以下同じ。）の長は、速やかに、別記様式第1号の公印新調・改刻・廃止申請書により、広島県警察本部長（以下「本部長」という。）に申請しなければならない。

(管理責任者)

第4条の2 管理責任者は、その管理に係る公印の管理について、その責めに任ずる。

(保管責任者及び同補助者)

第5条 公印（出納員印を除く。以下この条において同じ。）の管理責任者の下に、公印の保管責任者を置き、所属の次席（交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊及び警備部機動隊にあつては副隊長、警察学校にあつては副校長、警察署にあつては副署長又は次長）をもってこれに充てる。ただし、広島県公安委員会印（駐車監視員資格者証用及び放置駐車違反用）については交通部交通指導課駐車管理室長をもって、広島県公安委員会印（証明書用、通知書用、国外運転免許証車両種別用、運転免許証備考欄記入用、運転経歴証明書備考欄記入用及び運転免許の行政処分に関する通知等の記載事項の変更用）及び本部長印（行政処分用及び仮運転免許証記載事項変更確認用）のうち広島県東部運転免許センターに備えてあるものについては交通部運転免許課東部運転免許センター長をもって、広島県公安委員会印（運転免許証備考欄記入用、交通規制に関する適用除外車両に係る標章の記載事項の変更用、高齢運転者等標章の記載事項の変更用、運転経歴証明書備考欄記入用及び運転免許の行政処分に関する通知等の

記載事項の変更用)、本部長印(仮運転免許証記載事項変更確認用)及び警察署長印のうち音戸分庁舎、大崎上島分庁舎及び因島分庁舎並びに千代田交番、油木交番及び東城交番に備えてあるものについては当該分庁舎長又は交番所長をもつて、課(室、隊)長印(広島県警察本部生活安全部人身安全対策課長印に限る。)のうち広島県東部運転免許センターに備えてあるものについては生活安全部人身安全対策課長が指名する者をもつてこれに充てるものとする。

- 2 執務時間(広島県の休日を定める条例(平成元年広島県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除いた日の8時30分から17時15分までをいう。以下同じ。)外にあつては、当直責任者を保管責任者とすることができる。
- 3 保管責任者は、管理責任者の命を受け、公印の使用、保管その他公印の取扱事務について、その責めに任ずる。
- 4 管理責任者は、所属職員のうちから、補助者を指名することができる。
- 5 補助者は、上司の指揮を受け、保管責任者を補助する。

(一部改正〔平成19年本部訓令2号・8号・21年6号・26号・31号・22年20号・24年18号・28号・30年4号・令和7年4号・令和7年19号〕)

(公印台帳)

第6条 管理責任者は、別記様式第2号の公印台帳を2部作成し、公印の新調、改刻又は廃止の都度整理するとともに、1部は、総務課長に送付しなければならない。

- 2 総務課長は、前項により送付を受けた公印台帳を、整理しておかなければならない。
- 3 公印台帳は、管理責任者の所属にあつては、公印を廃棄した日の属する年の翌年の初日から起算して1年間、総務部総務課にあつては、公印を廃棄した日の属する年の翌年の初日から起算して30年間保管するものとする。

(一部改正〔令和6年本部訓令27号〕)

(公印の保管)

第7条 公印は、常に堅ろうな印箱に納め、執務時間外は、錠を施した箇所に保管しなければならない。

(公印の使用)

第8条 第6条の規定により登録された公印以外の公印に類似する印章は、使用してはならない。

- 2 公印は、公文書以外に使用してはならない。
- 3 公印を使用するときは、押印しようとする文書と当該決裁文書その他公印を必要とすることを証する文書を添えて、当該公印の保管責任者に提示し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認を求められた保管責任者は、押印しようとする文書と当該決裁文書とを照合し、及び決裁区分の適否等を審査し、適当と認めたときは、当該決裁文書の所定欄に認め印を押印した上、公印を使用させるものとする。
- 5 公印の使用は、努めて執務時間内に行い、執務時間外における使用は、緊急やむを得ないものにとどめるようにしなければならない。
- 6 広島県公安委員会印(運転免許証備考欄記入用及び運転経歴証明書備考欄記入用)を使用する場合であつて、その使用の都度、承認を受けることで事務に支障を来すと認められるときは、前3項の規定にかかわらず、当該公印を使用した後に、速やかに承認を受けるものとする。

(一部改正〔令和7年19号〕)

(公印の事前押印)

第8条の2 公印は、文書交付の日時、場所その他の関係により事前に当該公印を押印しておくことが適当と認められるものに限り、広島県公安委員会印、広島県公安委員会委員長印及び本部長印にあつては総務部長の、その他の公印にあつては当該公印の管理責任者の承認を得て、事前に押印することができる。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第3号の公印事前押印(刷込み)承認願(以

下この条において「承認願」という。)を、広島県公安委員会印、広島県公安委員会委員長印及び本部長印にあつては総務部長に、その他の公印にあつては当該公印の管理責任者に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による承認願の提出を受けた総務部長又は管理責任者は、公印事前押印の承認又は不承認の決定を行い、その旨を承認願の写しに記載して、承認願を提出した者に回答するものとする。ただし、承認願の提出を受けた管理責任者と、承認願を提出した者の所属が同一の場合、管理責任者は、公印事前押印の承認又は不承認の決定のみを行い、記載及び回答は要しないものとする。
- 4 承認願及び前項の回答は、前項で承認又は不承認の決定を行った日の属する年の翌年の初日から起算して1年間保管するものとする。
- 5 公印を事前に押印した用紙(以下「公印事前押印用紙」という。)は、その枚数を点検して保管するものとする。この場合において、別記様式第4号の受払簿を作成し、承認の決定を受けた年月日を記載するとともに、常に公印事前押印用紙の受払状況を明らかにしておかなければならない。
- 6 前項の受払簿は、公印事前押印用紙の受払いが完結した日の属する年の翌年の初日から起算して1年間保管するものとする。
- 7 公印事前押印用紙が汚損し、若しくは破損し、又は様式の変更その他の理由で不用となつた場合は、その汚損若しくは破損又は不用となつた公印事前押印用紙を保管する所属の保管責任者において、速やかに破棄しなければならない。
- 8 公印事前押印の承認及び公印事前押印用紙の管理の方法について、第2項から前項までの規定により難しい特別の事情がある場合は、別に定めるところによることができる。

(一部改正〔令和4年本部訓令26号・6年27号〕)

(公印の印影の刷込み)

第8条の3 公印は、これを押印することが著しく事務に支障を来すと認められるものに限り、広島県公安委員会印、広島県公安委員会委員長印及び本部長印にあつては総務部長の、その他の公印にあつては当該公印の管理責任者の承認を得て、その印影を刷り込むことができる。

- 2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の規定により公印の印影を刷り込む場合について準用する。

(一部改正〔令和4年本部訓令26号・6年27号〕)

(電子公印)

第8条の4 電子計算機を利用して公文書を作成する場合であつて、事務の性質上、公印を押印することが困難なため、当該電子計算機の利用により、当該公印の印影を磁気ディスクその他の媒体に記録し、その記録した公印の印影を出力したもの(以下「電子公印」という。)を使用する必要があるときは、総務部長の承認を得て、当該公印の押印に代えて電子公印を使用することができる。

- 2 前項の規定による承認を受けようとする者は、別記様式第5号の電子公印使用承認願(以下この条において「承認願」という。)を総務部長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による承認願の提出を受けた総務部長は、電子公印使用の承認又は不承認の決定を行い、その旨を承認願の写しに記載して、承認願を提出した者に回答するものとする。
- 4 承認願及び前項の回答は、承認の場合は、承認を受けた電子公印の使用が終了した日の属する年の翌年の初日から起算して1年間、不承認の場合は、不承認の決定を行った日の属する年の翌年の初日から起算して1年間保管するものとする。
- 5 第1項の規定により承認を受けた所属の長は、電子公印の使用に当たり、電子公印に係る印影の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 6 電子公印の使用を廃止したときは、不正使用の防止に留意の上、電子計算機に記録した公印の印影を消去するとともに、その旨を総務部長に通知しなければならない。

(一部改正〔令和4年本部訓令7号・6年27号〕)

(不用公印の処分)

第9条 管理責任者は、その管理に係る公印が改刻又は廃止により不用となつた場合には、速やかに、印

刻文字の切除、焼却等盗用のおそれのない方法により廃棄しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和33年9月6日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に使用中の公印で、寸法の異なるものは、当分の間なお従前のまま使用するものとする。

(古物営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続の一部改正)

- 3 古物営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続(昭和28年広島県警察本部訓令第22号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(質屋営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続の一部改正)

- 4 質屋営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続(昭和28年広島県警察本部訓令第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(風俗営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続の一部改正)

- 5 風俗営業法及びこれに基く命令に関する取扱手続(昭和28年広島県警察本部訓令第21号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和35年6月22日本部訓令第19号)

この訓令は、昭和35年6月22日から施行する。

附 則(昭和36年3月25日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和36年3月25日から施行する。

附 則(昭和37年5月25日本部訓令第18号)

この訓令は、昭和37年6月10日から施行する。ただし、別表のうち、課(室)印に関する改正規定中警務部厚生課、警備部公安課および警備部外勤課の印に関する部分ならびに課(室)長印に関する改正規定中警務部厚生課長、警備部公安課長および警備部外勤課長の印に関する部分は、昭和37年4月1日から適用する。

附 則(昭和37年9月20日本部訓令第30号)

この訓令は、昭和37年10月1日から施行する。ただし、別表のうち、契約担当官印に関する部分は、昭和37年9月15日から適用する。

附 則(昭和39年11月20日本部訓令第33号)

この訓令は、昭和39年11月20日から施行する。

附 則(昭和40年3月26日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和41年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年1月19日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和43年2月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月26日本部訓令第8号)抄

- 1 この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年6月29日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月27日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月12日本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和46年 3 月12日から施行する。

附 則（昭和46年 4 月 1 日本部訓令第12号）抄

1 この訓令は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 3 月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和48年 3 月31日から施行する。

附 則（昭和48年 6 月15日本部訓令第23号）

この訓令は、昭和48年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年 2 月22日本部訓令第 2 号）

この訓令は、昭和49年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 2 月25日本部訓令第 6 号）

この訓令は、昭和50年 3 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 4 月 1 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年11月20日本部訓令第20号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年 3 月28日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和55年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月30日本部訓令第 7 号）

この訓令は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年 3 月31日本部訓令第 9 号）

この訓令は、昭和58年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和59年 3 月30日本部訓令第 8 号）

この訓令は、昭和59年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和60年 3 月25日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月31日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月30日本部訓令第15号）

この訓令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年12月27日本部訓令第34号）

この訓令は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 7 月 3 日本部訓令第25号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年12月24日本部訓令第31号）

1 この訓令は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令施行の際現に各所属の在庫に係るものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

附 則（平成 6 年 9 月27日本部訓令第28号）

この訓令は、公布の日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 8 年 4 月 1 日本部訓令第13号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 1 日本部訓令第11号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月1日本部訓令第29号）

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年2月21日本部訓令第2号）

この訓令は、平成12年2月21日から施行する。

附 則（平成12年12月21日本部訓令第42号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月14日本部訓令第1号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日本部訓令第22号）

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の訓令による様式により作成された用紙で、この訓令の施行の際現に使用中のものは、この訓令による改正後の訓令による様式により作成された用紙とみなす。

附 則（平成15年4月15日本部訓令第24号）

この訓令は、平成15年4月15日から施行する。

附 則（平成16年2月26日本部訓令第3号）

この訓令は、平成16年2月26日から施行する。

附 則（平成16年10月20日本部訓令第28号）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日本部訓令第14号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月18日本部訓令第21号）

この訓令は、平成18年5月18日から施行する。

附 則（平成19年3月23日本部訓令第2号）

この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則（平成19年4月1日本部訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日本部訓令第6号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月26日本部訓令第26号）

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年12月28日本部訓令第31号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年4月19日本部訓令第20号）

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則（平成23年4月25日本部訓令第14号）

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。

附 則（平成24年8月30日本部訓令第18号）

この訓令は、平成24年8月30日から施行する。

附 則（平成24年11月26日本部訓令第28号）

この訓令は、平成24年11月26日から施行する。

附 則（平成25年3月28日本部訓令第4号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月25日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成27年 3 月25日から施行する。ただし、第 1 条、第 3 条、第 5 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 1 月28日本部訓令第 2 号）

この訓令は、平成28年 2 月29日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日本部訓令第14号）

この訓令は、平成28年 4 月15日から施行する。

附 則（平成28年 6 月23日本部訓令第26号）

この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第 1 条本文に規定する政令で定める日（平成28年 6 月23日）から施行する。

附 則（平成30年 3 月 8 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月15日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月10日本部訓令第11号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月15日本部訓令第26号）

この訓令は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月25日本部訓令第27号）

この訓令は、令和 6 年 9 月25日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月25日本部訓令第 4 号）

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

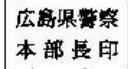
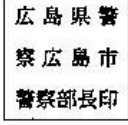
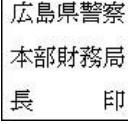
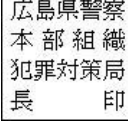
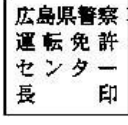
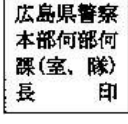
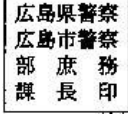
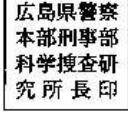
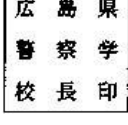
附 則（令和 7 年 7 月31日本部訓令第19号）

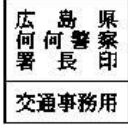
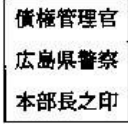
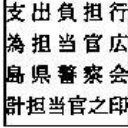
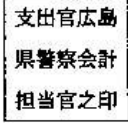
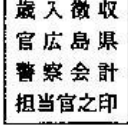
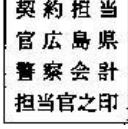
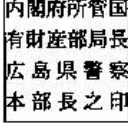
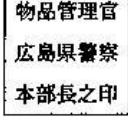
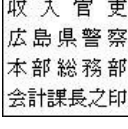
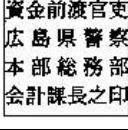
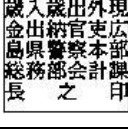
この訓令は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

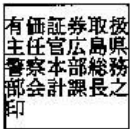
別表（第3条関係）

（一部改正〔平成21年本部訓令6号・26号・23年14号・25年4号・27年9号・28年14号・30年4号・令和4年7号〕）

公印の種類	名称	公印に表示する文字	大きさ	管理責任者	備考
処印	本部印	広島県 警察本部 之印	25ミリメートル平方	総務課長	
	部印	広島県警察 本部何 何部之印	25ミリメートル平方	各部庶務担当課長	
	市警察部印	広島県警察 広島市警察 部之印	25ミリメートル平方	市警察部庶務課長	
	課（室、隊）印	広島県警察 本部何 部何課（室、隊）之印	25ミリメートル平方	各課（室、隊）長	
	市警察部課印	広島県警察 広島市警察 部庶務課 之印	25ミリメートル平方	市警察部庶務課長	
	科学捜査研究所印	広島県警察 本部刑事部 科学捜査研究所 之印	25ミリメートル平方	科学捜査研究所長	
	警察学校印	広島県 警察学校 之印	25ミリメートル平方	警察学校長	
	警察署印	広島県 何何警察 署之印	25ミリメートル平方	各警察署長	
職印	本部長印	広島県 警察本 部長印	24ミリメートル平方	総務課長 各警察署長	
		広島県警察 部長印 反則通告	24ミリメートル平方	通告官	
		広島県警察 部長印 仮免許	24ミリメートル平方	運転免許課長	

		24ミリメートル平方	運転免許課長 東部運転免許センター長
		縦6ミリメートル 横10ミリメートル	運転免許課長 東部運転免許センター長 各警察署長 音戸、大崎上島、 因島各分庁舎長 油木、東城各交番所長
部長印		23ミリメートル平方	各部庶務担当課長
市警察部長印		23ミリメートル平方	市警察部庶務課長
財務局長印		23ミリメートル平方	会計課長
組織犯罪対策局長印		23ミリメートル平方	組織犯罪対策第一課長
運転免許センター長印		23ミリメートル平方	運転免許課長
課（室、隊）長印		23ミリメートル平方	各課（室、隊）長
市警察部課長印		23ミリメートル平方	市警察部庶務課長
科学捜査研究所長印		23ミリメートル平方	科学捜査研究所長
警察学校長印		23ミリメートル平方	警察学校長

署長印		23ミリメートル平方	各警察署長
	 交通事務用	23ミリメートル平方	音戸、大崎上島、 因島各分庁舎長 千代田、油木、 東城各交番所長
債権管理官印		23ミリメートル平方	会計課長
支出負担行為 担当官印		23ミリメートル平方	会計課長
支出官印		23ミリメートル平方	会計課長
歳入徴収官印		23ミリメートル平方	会計課長
契約担当官印		23ミリメートル平方	会計課長
国有財産部局 長印		30ミリメートル平方	施設課長
物品管理官印		23ミリメートル平方	会計課長
収入官吏印		20ミリメートル平方	会計課長
資金前渡官吏 印		20ミリメートル平方	会計課長
歳入歳出外現 金出納官吏印		20ミリメートル平方	会計課長

有価証券取扱 主任官印		20ミリメー トル平方	会計課長
出納員印		18ミリメー トル平方	会計課用度第二 係長
		18ミリメー トル平方	各警察署会計課 長

別記様式第1号（第4条関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和4年7号〕）

様式第2号（第6条関係）

（一部改正〔令和4年本部訓令7号〕）

様式第3号（第8条の2、第8条の3関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和4年7号・26号〕）

様式第4号（第8条の2、第8条の3関係）

（全部改正〔令和6年本部訓令27号〕）

様式第5号（第8条の4関係）

（一部改正〔平成28年本部訓令2号・令和4年7号〕）

様式第 1 号（第 4 条関係）

公印新調・改刻・廃止申請書

年 月 日 警 察 本 部 長 様 所 属 長 名 公印新調・改刻・廃止申請書
公印の種類、個数（改刻の場合は印影）
必要とする（廃止したい）理由
備考

注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。

様式第 2 号（第 6 条関係）

公 印 台 帳

	印鑑の 名 称	
公印保管 所 属 名		
印 材		
用 途		
(印影)		
調 製	年 月 日	
改 刻	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
廃 棄	年 月 日	

注 1 調製とは、制度の改正等により公印を新しく作成する場合をいう。
2 改刻とは、公印が破損、滅失その他の原因によつて印影が不鮮明となつたために作成し直すことをいう。

様式第 3 号（第 8 条の 2、第 8 条の 3 関係）

公印事前押印（刷込み）承認願	
年 月 日	
総 務 部 長 様 （ 管理責任者 ）	所 属 長 名
公印事前押印（刷込み）承認願	
公印事前押印（刷込み）する用紙の名称	
公印の種類	
枚数	
理由	

注 宛先が警察署長の場合、発信者は主務課長とすること。
備考 不用の文字は、消すこと。

様式第4号（第8条の2、第8条の3関係）

受 払 簿

[illegible]

様式第 5 号（第 8 条の 4 関係）

電子公印使用承認願	
年 月 日	
総 務 部 長 様	
所 属 長 名	
電子公印使用承認願	
電子公印を使用する用紙の名称	
公印の種類	
事務処理上、電子公印を使用する理由及び必要性	
印影の改ざん、複製、盗用その他の不正使用を防止するための措置	

注 所属長が警察署長の場合、警察署長名の下に括弧書きで主務課を記載すること。